

## 磁気探査業務における管理技術者の資格要件

<p>平成28年12月6日以降～ 平成31年3月31日迄適用</p>	<p>次のいずれかに当てはまるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 技術士【総合技術監理部門(建設又は応用理学)】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門)に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者</li> <li>⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者</li> <li>⑦ 地質調査技士の資格または測量士(補)の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> </ol>
<p>平成31年4月1日以降 適用</p>	<p>次のいずれかに当てはまるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 技術士【総合技術監理部門(建設又は応用理学)】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門)に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者</li> <li>⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者</li> <li>⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者</li> </ol>

\*磁気探査の経験とは、埋没不発弾等の探査を目的とした、磁気変化を探査計で測定する業務で、探査計画の立案、現地探査・解析又は確認探査における管理技術者、担当技術者、探査員、測定員として90日以上従事した経験をいう。

なお、従事した日数は、個々の業務に従事した日数を積み上げ合算する。ただし、工期が重複している期間は、どちらか片方の日数を合算する。